一般社団法人西日本泌尿器科学会 入退会に関する規則

第1条(目的)

この規則は、一般社団法人西日本泌尿器科学会(以下「この法人」という。)定款第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(入会手続)

- 1 この法人の正会員、特別会員又は賛助会員(以下「正会員等」という)になろうとする 個人又は団体は、別途定める書面に所定の事項を記入し、この法人の定める書類を添付し て、この法人に提出しなければならない。
- 2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において承認決定する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- 3 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会 申込者に通知しなければならない。

第3条(会員名簿)

- 1 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。
- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の 範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

第4条(会費)

会費の金額及び納期に関する扱いについては、社員総会の決議により定める会費に関する規則によるものとする。

第5条(退会)

- 1 会員は、別途定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第 10 条及び第 11 条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様とする。

第6条(再入会)

過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第2条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

第7条(補則)

この規則に定めるものほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、令和3年11月5日から施行する。